

●国際ロータリーテーマ



SABAE ROTARY CLUB

●クラブ活動方針

2015.7-2016.6

塩梅よく

会長 小部 隆充
幹事 大橋 良史

●本日の例会

●R I 第2650地区スローガン 『クラブに「個性」と「憧れ」を!』

点 鐘 12:30~
四つのテスト
会長の時間
幹事報告等

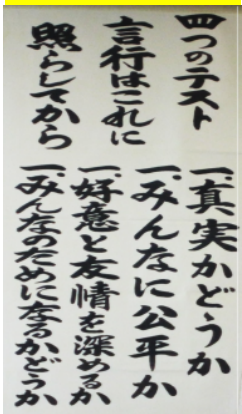
●第2725回 平成27年10月 9日(金)

「10月米山月間」 奨学生派遣 卓話

R C 奨学生 DOAN PHUONG THAO (ドン・フン・タオ) 様
同行者：地区米山奨学委員 大刀 隆雄(武生府中RC) 様

▼第2724回例会報告 平成27年10月2日(金) ▼鯖江商工会館 3階中ホール 出席率 89.5%

四つのテスト



君が代 奉仕の理想

佐野 直美 ソングリーダー

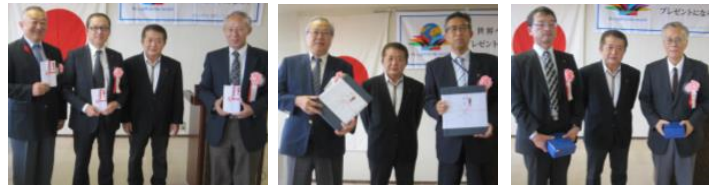


ため早松の名がある。土の中の養分を吸収し、植物に供給する菌根菌の一種で、樹木と共生する。松茸とよく似ていて、形や食感は、違いがない。本ではバカマツタケ。鯖江では、サンマツともいう。毎年同じところに輪状に出る。

昨年の新聞に、サマツの人工栽培技術の開発が、県総合グリーンセンターで進んでいる。成功すれば、希少性は高いが、価格はマツタケより安くなる。県内にある里山の広葉樹林が活用でき、技術確立に期待が高まっているとある。

「サマツ」を人工栽培できれば、「マツタケ」の代わりに食べられる。以上、お知らせする。

結婚・誕生祝 勤続表彰



左から田村康夫・酒井 同木村明・孝久 同清水康弘・
雅憲・酒井芳則会員 治宏会員 桑原重之会員

会長の時間



本日は、キノコの話。16-17年前頃に、キノコに興味を持った。ここに持参した「福井のキノコ」という本を購入。福井県のあちこちの山へ出かけ、キノコを見つけるとカメラに収め、きのこ図鑑と照合。一致すれば、写真を貼り付けてきた。かなりの数になる。

山に入っても、キノコはすぐに見つかるわけではない。一般的に、キノコは湿ったところ、あるいは、薄暗いところ、落ち葉の下、木陰等に生えている。

また、ゴルフ場の芝生は、キノコの宝庫。フェアウェイを外れると、簡単に見つけれられる。しかし、見つけた60%以上は、毒キノコ。注意が必要である。

今日の本題、早松(サマツ・写真右)。松茸(同左)と同じキンシメジ科のキノコ。和名は、ニセマツタケ。シイヤコナラ等の広葉樹林で発生。松茸より早く、9月に発生する

松茸(写真左)



早松(サマツ・写真右)

幹事報告



- ① 10月は第3例会がクラブフォーラム、第5例会は設立記念夜間例会を計画中。理事会で協議し、来週報告する。
- ② 例会終了後理事会を開催する。よろしくお願ひしたい。
- ③ 10月10日午前9時から、商工会館北出入口で、ペーパーリサイクル回収をする。
- ④ 10月17日開催の I M。午前11時30分に商工会館横をバスで出発する。参加申し込みまだの方は、お願ひしたい。

家庭会合報告



大島恒彦 家庭会合第2班チーフ

家庭会合第2班の報告。九龍飯店で開催。出席は、6名。議題は、会員増強。

なかなか解決策がないが、本気で増強するつもりがないのではないかという意見が出た。会員1人が1人、本気になれば増える。お酒を交え、今後のRCについても意見交換しました。

赤い羽根共同募金



齋藤多久馬会員

10月1日から、赤い羽根共同募金が始まりました。募金方法は、個別と大口に分かれています。皆様に、大口募金も併せて募っている。個別募金は、微妙に減っている。区費の中から出し、70%相当分になったりしている。市の福祉増進に極めて重要。よろしくお願ひしたい。

会員卓話 大島恒彦会員 テーマ「賠償の話」

私は、保険の仕事に従事し36年。その間鯖江でずっと営業。賠償事例は、多くあるが一般的な話をする。



■自転車を取り巻く事故のリスク

自転車を運転し、車に当たって自分がケガをするケース。他人にけがをさせるケース。財物を壊す(損害を与える)ケースがある。一番多いのは、自転車で暴走して歩行者をケガさせるケース。警察でも、取り締ると新聞報道された。

ここで、自転車での加害事故例の判決例を紹介する。

9,521万円の賠償例。「男子小学生(11歳)が夜間、帰宅途中に自転車で走行中、歩道と車道の区別のない道路において、歩行中の女性(62歳)と正面衝突。女性は頭蓋骨骨折等の障害を負い、意識が戻らない状態となった」。

これはよく採り上げられ、11歳の小学生は母子家庭の方。支払い能力がなく、女性の方は自分が入っていた傷害保険で、3-4,000万円受け取ったのみで、相手からは支払われなかった。こんな目にあっても賠償されていない例もある。

■自転車事故で問われる責任

刑事上の責任として相手を死傷させた場合、「重過失致死傷罪」。民事上の責任は、被害者に対する損害賠償の責任を負う。

■自転車事故に備える保険

自動車保険には、強制保険の自賠責保険。その上に任意保険がある。自転車には、強制保険がない。個人賠償責任保険に入る形になる。

■私が経験した、個人賠償例

1つは、子供が砂場で相手に向かって砂を投げ、目に入り、5日間通院をした。治療費の賠償をした。

他に、雪かきをしていて、歩行者の顔にあたり5日間通院した例。痴呆症の方が、JR踏切に入りひかれたが、賠償されるのではなく、逆にJRから720万円支払い請求された。家族に痴呆症の方を管理する責任がある。家族に関する責任に備える必要がある。ただ、自殺をするためにJR踏切に飛び込んだ場合は、JRから請求されるかもし



れないが、故意の場合にあたり、保険金が支払われない。台風等で、自分の物が飛んで隣の家に当たり壊した場合、不可抗力にあたり、個人賠償の中で保険は、支払われない。こういう賠償支払いは、PL法ができてから、意識が変わり、請求する方が多くなってきた。

■交通事故における基礎知識

事故では、過失が双方にある場合がほとんど。「過失のない、100:0になるケース」は、以下の通り。

停車車両への追突、信号無視で追突、センターラインオーバー。あくまでも一般的に100:0とされるケース。事故状況により、過失が発生するケースもあり、注意が必要。

■よくある対物事故の過失割合

事例1~9に、よくある対物事故の過失割合を示した。これ等は、保険会社が勝手にやっているのではなく、判例タイムズに記載された過去の判決例を参考に、ルール通りやっている。

この前、スマホを見ながら自転車に乗り、止まった車に当たった。自転車が全面的に悪い。相手が止まっていたり、こちらの過失が多いと悪くなる。家族に伝えてほしい。

■過失とは

不注意、怠慢等の為に犯した失敗。注意を怠ること。損害賠償については、「相手の物を壊して悪い」という方もいるが、「実は俺は絶対悪くない」という方もいる。それを感情的な尺度でやっても話がかたないこともある。

このために民法第709条の定めにより、過失(不注意)によって事故を起こし、相手の車を壊してしまった場合は損害(修理代等)を支払う責任が発生することになる。

■過失相殺とは?

相手方の損害全額を支払うこととすると、不公平になることがある。加害者、被害者間の「損害の公平な分担」を図るため、「相手方への賠償額=相手の損害額×自分の過失割合」を支払う、クロス方式で賠償する。

■高額賠償判例

対人高額賠償事例が、後遺症になると高額になる。将来的な介護の部分について支払う必要がある。また、家のバリアフリーをするケース。3年前に後遺症の1級だった人に1億5千万円支払った例もある。

対物高額賠償事例は、2億6,135万円。対人、対物は無制限で入ってほしい。私の経験では、1,200万円。パチンコ店のネオンサインに車が飛び込んだ例。車同士当たって家や店舗に飛び込むと両方で過失割合を出して、補償する。

ニコニコBOX報告

(敬称略・順不同)



感謝し報告する
岡本圭子委員長

- | | |
|---------|---------|
| 1 大橋 良史 | 4 酒井 芳則 |
| 1 牧野 友美 | 4 酒井 雅憲 |
| 1 野中 敏昭 | 5 木村 明 |
| 1 岡本 圭子 | 5 孝久 治宏 |
| 2 大島 恒彦 | 6 桑原 重之 |
| 3 窪田 健一 | 6 清水 康弘 |

- | | |
|--------------|------------|
| 1:卓話に期待して | 4:結婚祝を頂いて |
| 2:卓話機会を頂いて | 5:誕生祝を頂いて |
| 3:米山月間お願ひします | 6:勤続表彰を頂いて |



福井県内RC例会日 無印:12:30-開始 K:18:30-開始 L:19:00-開始 月曜日 福井東RC(AOSSA)	火曜日 K 福井フェリスRC(サ・グラン ユアーズフクイ) 福井南RC(福井織協ビル) 勝山RC(勝山市民活動センター) 武生RC(武生商工会館) 若狭RC(ホテルせくみ屋・1-6月物ホテルやまね)	水曜日 福井北RC(サ・グラン ユアーズフクイ) K 丸岡RC(丸岡城のまちコミュニティセンター) 大野RC(大野商工会議所会館) 鯖江北RC(神明苑) 敦賀RC(福井銀行敦賀支店)	木曜日 福井RC(ユアーズホテル福井) L 福井水仙RC(福井パレスホテル) 武生府中RC(越前たけふ農協会館) L 敦賀西RC(ニューサンピア敦賀)	金曜日 福井あじさいRC(ホテルパージュアホト) 福井西RC(パ・トグリーンホテルレジナ) 三国RC(三国観光ホテル)
---	---	---	--	---

▲次回の例会 ▲第2726回 平成27年10月16日(金) 点鐘 12:30~